



福祉課・福祉事務所

有明庁舎 474-1111（内線 172・173・160）
志布志庁舎 472-1111（内線 201・204・207）
松山庁舎 487-2111（内線 271・278）
子育て支援センターはぐくみランド 472-8993

○児童福祉係

【事業内容】

- 1 出産祝金支給事業 1, 420万円
少子化対策の一環として、子どもの健やかな成長を願い、第1・2子を出産した親に5万円、第3子以降を出産した親に10万円の出産祝金を支給します。
- 2 病児保育事業 950万円
児童が病気時に保護者の仕事などの都合により家庭で育児が出来ない場合、回復期にあり保育所などに預けられない場合など一時的に子どもを小児科医療機関に付設された施設で預かります。委託先：医療法人慈幼会（井手小児科）
- 3 子どものショートステイ事業 17万円
保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭等の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設において24時間体制で短期間（原則7日以内）預かります。委託先：かのや乳児院、大隅学舎、慈光園
- 4 ひとり親家庭医療費助成事業 2, 300万円
ひとり親家庭等の親と子を対象に、児童が18歳に達した年度末まで、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について助成を行います。ただし、所得が一定以上の場合は、対象外となります。
なお、市役所での申請のほか、受診の際に市内医療機関等（一部市外医療機関）でも助成の申請を行うことができます。
- 5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 1億8, 738万円
保護者の就労等により、学校から帰宅しても1人で過ごすことになる小学生を、授業の終了後預かり健全な育成を行います。
なお、令和4年度から新たに2児童クラブが運営を開始します。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
新橋児童クラブ（松山小学校内）	487-2146	たちばな児童クラブ（潤ヶ野小学校内）	472-0300
泰野児童クラブ（みどり保育園内）	487-8156	あゆみ児童クラブ（若草あゆみこども園内）	472-3436
尾野見児童クラブ（旧 J A 尾野見事業所内）	487-9545	伊崎田児童クラブ（伊崎田こども園内）	474-1851
		有明児童クラブ（有明保育園内）	474-1850
志布志児童クラブ（志布志小学校内）	472-0544	太陽の子児童クラブ（通山こども園内）	474-1506
香月児童クラブ（香月小学校内）	472-1369	蓬原児童クラブ（蓬原保育園隣）	475-1921
たちばな香月児童クラブ（稚児ノ松バス停近く）	472-0300	のがみ児童クラブ（若草のがみこども園内）	475-1920
		宇都育心児童クラブ（西光こども園内）	475-0105
あんらく児童クラブ（あんらく保育園内）	472-0098	おおぞら児童クラブ（おおぞらこども園内）	479-2164
しぶし kit's 児童クラブ（しぶし幼稚園内）	472-1141	山重児童クラブ（旧山重幼稚園園舎）	474-1851



6 地域子育て支援拠点事業

1, 360万円

乳幼児とその保護者を対象に、親子のふれあい遊びや育児講座、育児相談などの支援を行います。

名 称	電話番号	利 用 時 間（日・祝休み）
志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」（アピア横鉄道記念公園内）	472-8993	月～土 8:30 ～ 17:15
通山子育て支援センター「たんぽぽハウス」（通山こども園内）	474-2121	月～金 9:00 ～ 16:00 土 10:00 ～ 12:00



7 ファミリーサポートセンター事業

11万円

地域において、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（提供会員）が会員となり、相互援助活動を行うことを目的とするものです。

窓口は、志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」となります。

援助を受けた際の料金（報酬）の支払いは直接、会員間で行います。

※ 対象児童：生後3か月以上の乳幼児又は小学生。

8 子ども医療費助成事業

1億1,958万円

高等学校卒業前の世代までの子どもの疫病の早期発見・早期治療を促進するため、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について助成を行います。

なお、住民税非課税世帯の高校生世代までが窓口での負担が無料です。

9 養育医療給付事業

492万円

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたものに対して、その治療に必要な医療費を助成します。

10 児童手当支給事業

5億2,629万円

対象者は中学校修了までの子どもとなり、支給額は、3歳未満児は月額1万5千円、3歳から小学校卒業までの第1子、第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5千円、中学生には一律月額1万円で、6月、10月、2月に支給します。



なお、所得制限限度額以上の世帯の子どもについては、年齢に関係なく一律 5 千円となりますが、令和 4 年 10 月支給分からは、所得上限限度額以上の世帯の子どもについては、支給されません。

11 児童扶養手当支給事業 2 億 1, 8 1 9 万円

離婚等によりひとり親家庭となった方や、父親または母親が一定の障がいがある家庭等の児童を監護している方、父親又は母親に代わって児童を養育している方に 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月に、それぞれの前月分までを支給します。ただし、所得が一定額以上の場合は、支給対象外となります。

12 自立支援教育訓練給付金事業 1 7 万円

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等、就業に結びつく可能性の高い講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、訓練給付金を支給します。

支給を受けようとする方は、受講開始の前に指定申請書を福祉事務所に提出し、教育訓練講座の指定を受けなければなりません。

13 高等職業訓練促進給付金等事業 2 9 3 万円

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、1 年以上養成機関などで修学する場合に、全ての修学期間について訓練等の費用を支給します。

＜支給対象となる主な資格＞

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、保健師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師及び理容師など

14 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 1 5 万円

より良い条件での就職や転職、正規雇用の可能性を拓けるため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合、その受講費用の最大で 4 割を支給します。

支給を受けようとする方は、受講開始の前に指定申請書を福祉事務所に提出し、対象講座の指定を受けなければなりません。

15 保育所運営事業 1 8 億 7, 8 1 1 万円

保護者の就労等により、家庭で保育することができない児童を保育所等で保育します。

また、通常保育のほかに、特別保育事業（延長保育、障がい児保育等）を実施し、女性の社会参画の進展、就労率の上昇や就労形態・勤務形態の多様化等、様々な保護者ニーズ等に対応し、子育てと仕事との両立支援を図ります。

なお、3 歳から 5 歳の子ども及び 0 歳から 2 歳の非課税世帯の子どもの保育料は無償化の対象です。また、市内の 0 歳から 2 歳の課税世帯の子どもの保育



料についても、国基準額の6割を補助しています。

(1) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化などによる保育時間の延長に対応するため、保育所の通常の開所時間の前後において、保育時間の延長保育を行っている補助基準に該当する保育所等に補助金を交付しています。

(2) 障がい児保育事業

障がい児の保育の推進を図るため、障がい児を受け入れている保育所等に事業実施を委託しています。

16 保育所等整備交付金事業

1億6,175万円

老朽改築による保育所等の施設整備に要する費用の一部を助成することにより、子どもを安心して保育できる環境の整備を図ります。

なお、本年度は、若草のがみこども園の建替えの助成を行います。

○社会福祉係

【事業内容】

1 養護老人ホームへの入所措置・老人保護措置費

2億4,720万円

自宅での生活に不安がある方や、養護を受けることが困難な方を、養護老人ホームに入所させ養護する事業です。

＜対象者＞

- (1) 65歳以上で、環境や経済的理由で、居宅において養護を受けることが困難な方
- (2) 入院加療を要しない状態で、家族や住宅の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められる方

2 地域ケア会議

5万円

介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者等を対象に、効果的な予防サービス及び養護老人ホームの入所措置等に関して地域ケアの総合調整を図るため設置しています。

他には養護老人ホーム入所判定に伴う意見聴取をしています。

3 生活支援ハウス運営事業

836万円

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して生活が送れるよう支援することが目的で、社会福祉法人隆愛会に委託して運営しています。

＜対象者＞

市内に住所を有する原則として60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方又は家族に援助を受けることが困難な方であって高齢等のため独立して生活することに不安のある方



利用料は収入によって異なりますが、最大で月額 5 万円です。（光熱水費等は実費）入居については、長くて概ね 1 年としています。利用定員は 10 名となっています。

4 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

36 万円

在宅の寝たきり高齢者等が日常的に使用する寝具を洗濯・乾燥・消毒することにより、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するものです。

なお、利用料等は無料です。

5 敬老祝金支給事業

1,612 万円

市内に居住する高齢者に対し、長寿を祝福して敬老の意を表するために敬老祝金を支給しています。支給対象者は、支給日の属する年における年齢が数え 77 歳、数え 88 歳、数え 99 歳の方と、支給日の属する年度内に、満 80 歳、満 85 歳、満 90 歳、満 95 歳若しくは満 100 歳以上の方で、当該年の 9 月 1 日現在において、本市の住民基本台帳に記載され、かつ本市に居住して生計を営んでいる方です。支給金額は次のとおりです。

敬老祝金支給事業対象	金 額	敬老祝金支給事業対象	金 額
喜寿（数え 77 歳）	3,000 円	満 80 歳	3,000 円
米寿（数え 88 歳）	10,000 円	満 85 歳	5,000 円
白寿（数え 99 歳）	30,000 円	満 90 歳	10,000 円
		満 95 歳	20,000 円
		満 100 歳以上	50,000 円

6 生活指導型ショートステイ事業

19 万円

在宅のひとり暮らし高齢者等で、自立した生活に不安がある方に対して、養護老人ホーム等の空き部屋等に一時的に宿泊していただき、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、要介護状態への進行を予防するための事業です。利用期間は、原則 7 日以内ですが、市長が必要と認めた場合は必要最小限度で延長が可能です。利用回数は、1 人当たり 3 か月に 1 回を限度とし、利用料は、1 人 1 日当たり 381 円です。（食費は別途かかります。）

7 福祉タクシー運行事業

1,889 万円

日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保するため、福祉タクシーを運行し、交通弱者の利便性を図るものです。

対象者は、市内に住所を有する 65 歳以上の方や障がい等により自動車の運転が困難な方、また運転に不安がある方や傷病等で運転が困難な方も含まれます。利用料は無料ですが、事前に登録する必要があります。





8 ふれあいサロン活動助成事業

294万円

高齢者の閉じこもりや寝たきりを防止するため、地域に密着した形で生きがいをもち安心して生活ができるように、楽しい仲間づくりをボランティアの方々と一緒になって定期的に運営し、孤独感の解消や心身の機能低下防止を図る活動です。

(開設箇所)

有明地区 14 か所・松山地区 13 か所・志布志地区 29 か所 合計 56 か所

9 災害関係業務

86万円

大規模な災害が発生した場合は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受け災害弔慰金等が支給されます。適用を受けない災害が発生した場合も、被災者に市独自の災害見舞金等を支給しています。

- | | | | |
|-----------|-------------|--------|------|
| (1) 災害弔慰金 | 災害により死亡した場合 | 1人当たり | 15万円 |
| (2) 災害見舞金 | 住家の全壊又は全焼 | 1世帯当たり | 10万円 |
| | 住家の半壊又は半焼 | 1世帯当たり | 5万円 |
| | 床上浸水 | 1世帯当たり | 3万円 |

10 生活困窮者自立支援事業

2,528万円

生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないように、生活困窮者に対して、自立相談の支援、就労に向けた支援、家計に関する相談支援及び住居確保給付金の支給を行います。

11 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支援事業

1,183万円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、社会福祉協議会の総合支援資金の貸付が終了するなど、特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を支援するための支援金を支給します。

12 成年後見制度利用支援事業

522万円

成年後見制度の広報、相談等を行う「志布志市成年後見支援センター」の運営を志布志市社会福祉協議会に委託しています。また、制度を利用するための費用の助成を行います。

○障害福祉係

【事業内容】

1 重度心身障害者医療費助成事業

7,505万円

重度の身体障がい者、知的障がい者が、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について助成を行います。

なお、市役所での申請のほか、受診の際に市内医療機関等（一部市外医療機関）でも助成の申請を行うことができます。



2 心身障害者扶養共済制度負担金助成事業 38万円

心身障がい者の保護者が、死亡又は重度の障がい者となった場合の心身障がい者の経済的不安を軽減するための共済制度の一部掛金を助成します。

3 障害児通所支援給付事業 12,874万円

児童発達支援事業や放課後等デイサービス等を必要としている児童に対して日常生活における基本的動作や集団生活への適応のための訓練等を提供します。

4 児童発達支援利用者負担額助成事業 63万円

児童発達支援事業を利用する児童の保護者に対し、利用者負担金の全額を助成します。

5 放課後等デイサービス利用者負担額助成事業 276万円

放課後等デイサービス事業を利用する児童の保護者に対し、利用者負担金の全額を助成します。

6 特別障害者手当等支給事業 1,526万円

重度の心身障がい者（児）で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者（児）に手当を支給します。

7 補装具費給付事業 900万円

身体障がい者（児）の日常生活や社会生活の質の向上を図るため、用具の購入、修理及び借り受けを行うための費用を助成します。

8 障がい者基幹相談支援事業 1,954万円

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

曾於市や大崎町での相談支援体制強化のため、各施設と連携をとり、迅速な対応を目指します。



障がい者スポーツ・レクリエーション大会

9 地域活動支援センター事業 30万円

障がいのある人が通い、創作的な活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の場を提供します。

10 移動支援事業 300万円

屋外での移動が困難な重度障がい者に、外出のための支援を提供します。



- 11 訪問入浴サービス事業 50万円
身体上又は精神上の障がいがある方に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
- 12 日中一時支援事業 700万円
障がい者に日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
- 13 成年後見制度利用支援事業 172万円
障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用支援を図ります。
- 14 日常生活用具給付事業 1,300万円
障がい者に対し、日常生活を容易にするために、ストーマ装具等を給付します。
- 15 自動車改造・免許取得費助成事業 60万円
身体障がい者・知的障がい者が、普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。また、上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級から3級の手帳を有する者に対し、自立した生活、社会活動への参加及び就労のために、自らが所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
- 16 障害者虐待防止事業 30万円
障がい者の虐待の防止と早期発見、虐待の事実確認、虐待の認定、障がい者の一時保護や養護者に対する負担軽減のための支援など必要な措置を行います。
- 17 自立支援給付費支給事業 9億2,611万円
障がい者施設への入所及び通所、又はホームヘルプサービスを必要としている方に対しサービスを提供します。
- 18 自立支援医療費支給事業 5,427万円
身体障がい者（児）が更生のために必要とする医療費を給付します。
精神通院医療については県事業ですが、申請書の提出先は市です。
- 19 放課後等デイサービス事業所開設支援事業 400万円
放課後等における療育の場の充実を図るため、新たに放課後等デイサービス事業所を開設する者に対して、開設に要する費用の一部を助成します。



20 児童発達支援事業所開設支援事業

400万円

未就学児における療育の場の充実を図るため、新たに児童発達支援事業所を開設する者に対して、開設に要する費用の一部を助成します。

21 障害児相談支援専門員整備事業

100万円

療育を必要とする児童への支援の充実を図るため、障害児相談支援専門員を増員する者に対して、整備に要する費用の一部を助成します。

○保護係

【事業内容】

1 生活保護扶助費給付事業

6億2,522万円

生活に困窮する市民が、生活を維持するためにその利用しうる現金、資産、稼働能力等を活用し、かつ扶養義務者からの扶養や他の法律による扶助をもってしても最低限度の生活ができない世帯に対し、生活、住宅、教育、医療等の扶助費を支給します。

2 生活保護適正化等事業

725万円

生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化による医療扶助の適正化、新規申請及び被保護者の面接相談の体制整備を行います。

3 被保護者就労支援事業

269万円

被保護者の就労支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の早期就労及び自立促進を図ります。

○（まるごと相談室）まるごと相談係

【事業内容】

1 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

249万円

さまざまな分野にまたがる複合的な悩みを抱えた市民の相談を受け止める体制を構築し、課題を整理し解決方法を一緒に考え、関係機関とともに解決・安定に向けた支援を行います。

有明庁舎 474-1111（内線 124・162・165・167・360）
志布志庁舎 474-1111（内線 208・209）
松山庁舎 487-2111（内線 274）

○保健対策係

【主な仕事】

市民の方々が、健やかで心豊かな生活を送るためには、生涯を通じた健康づくりが重要です。第2次健康しぶし21（健康増進計画）に基づき、「ささえあい 笑顔がつながる 健康なまち」を基本理念として、市民が主体となった健康づくりに取り組んでいます。

1 新型コロナウイルス感染症関連事業

15,330万円

新型コロナウイルス感染症の予防対策と新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する体制整備や接種の費用負担を行う事業です。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

市民への新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、接種予約を受けるコールセンターの設置など必要な体制の確保を図ります。

(2) 新型コロナウイルス感染予防対策事業

新型コロナウイルス感染予防の周知、また、本庁、各庁舎等公共施設利用者及び市で実施する各種事業における事業参加者等の感染予防を図るため、サーモグラフィ体温計の設置や医療機関の発熱外来診療体制の支援を行います。

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、接種に係る費用を公費負担します。

(4) 新型コロナウイルス感染症検査事業

新型コロナウイルス感染症に対する不安解消及び無症状の陽性者を早期に発見し、市内での感染拡大防止を図るため、医療機関においてPCR検査を受診する市民等に対し、検査費用の一部を助成します。また、体調が気になる場合等、新型コロナウイルス感染症のセルフチェックとして、医療用抗原検査キット購入費の一部を助成します。

2 救急医療体制整備事業

4,711万円

曾於医師会や近隣自治体と連携し、夜間救急医療、休日当番医、ドクターヘリなどの緊急医療体制を広域的に確保する事業です。

3 予防接種事業

9,141万円

(1) 定期予防接種事業

予防接種法に基づいた事業で、市と契約した医療機関で接種することができます。接種料は、公費（高齢者の肺炎球菌ワクチンについては一部）負担しています。また、平成9年度以降に生まれた方で子宮頸がんワクチン定期予防接種を受けられなかった方に対して接種機会を確保します。



(2) 任意予防接種事業

妊婦、18歳（高校生相当）以下、65歳以上の方を対象に、市が接種料の一部を公費負担してインフルエンザ予防接種（医療機関に委託する個別接種方式）を実施しています。

4 健康教育事業

44万円

集団や個別に健康づくり教室等を行うことで、住民の健康の維持・増進を図ることを目的とした事業です。

(1) 健康教育事業

生活習慣病予防のために運動・栄養等の保健指導を行います。

(2) こころの健康づくり推進事業

自殺予防のための講演会や臨床心理士による相談会を開催しています。また、一人一人が自殺予防のために行動できるようにゲートキーパー（※）を養成しています。

※ ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

(3) 健康づくり推進員養成事業

健康づくりの基礎知識を習得した健康づくり推進員を養成する事業です。養成講座を修了された方は、市民の健康づくりの自助努力を支援する活動を自主的に行っています。



(4) 8020運動事業

歯の喪失を予防することを目的に、歯・歯周組織等口腔内の検診を実施するとともに、「8020運動」の推進のため80歳で20本の歯を持つ方を表彰する「8020表彰」等を実施しています。

5 健康診査事業

5,925万円

疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣を改善するために各種健診等を実施し、指導していく事業です。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査は、国民健康保険の40歳から74歳までの方を対象として、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした事業です。また、メタボリックシンドローム（※）の該当者及び予備群の方に、保健師や管理栄養士による特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を行い、生活習慣病の予防を行います。



※ メタボリックシンドローム…内臓脂肪型肥満と糖質や脂質などの代謝異常又は高血圧が合併した状態のこと。心臓血管系や脳血管の病気の引き金になると言われています。



保健課

(2) がん検診事業

30 歳以上の方を対象に、胃がん検診、腹部超音波検査、大腸がん検診及び成人歯科相談を実施する事業です。

(3) 女性がん検診

女性の方を対象に、子宮頸がん検診、乳がん検診及び骨粗しょう検査を行います。

(4) 肺がん検診（結核検診と同時実施）

肺がん等を早期発見するため、40 歳以上の方を対象に市内を巡回し、レントゲン検診及び必要な方へ喀痰（かくたん）検査を行います。

(5) 結核検診（肺がん検診と同時実施）

結核等を早期発見するため、65 歳以上の方を対象に市内を巡回し、レントゲン検診を行います。

(6) 肺がん C T 検診

40 歳以上の方で、希望される方に集団で検診を行います。

(7) 歯周病検診

歯周病の早期発見・早期治療に努め、口腔の保持・増進を目的に、40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の方を対象に、志布志市内の歯科医療機関の協力いただき実施します。対象者には受診券を発送します

(8) 若年末期がん患者に対する療養支援事業

40 歳未満の末期がん患者が、在宅療養のために必要なサービスを受ける際の費用に対して公的支援を行います。



6 訪問指導事業

82 万円

65 歳未満の方で、健康診断等でその心身の状況や環境等により保健指導が必要であると認められる方を保健師等が訪問し、その方に合った支援を行う事業です。

○健康支援係

【主な仕事】

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援と次の世代を担う学童期や青年期の支援に取り組んでいます。



1 子育て世代包括支援センター事業

1,593 万円

妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う事業です。さらに、中学生に対して生命の尊さを理解してもらうための事業を行い、周囲の人や自分自身を大切にする気持ち、将来の親性の形成を支援しています。

(1) 子育て世代包括支援センター

母子保健コーディネーター、子育て支援コーディネーターが妊産婦や乳幼児の実情を把握し、相談に応じます。必要に応じ支援プランを作成し、関係機関との連絡調整を行いながら、切れ目のない支援体制を構築していきます。

(2) 産前・産後ケア事業（ママのほっとカフェ）

妊娠中や産後の近況、不安について情報を共有し、お互いの経験などを話せる場として実施しています。また、助産師が必要に応じ専門的なアドバイスを行い、妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを支援し、安心して妊娠期や育児に臨めるようにサポートします。



(3) 産婦健康診査

産後の心身の不調等を早期に発見するため産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の公費負担を行います。

(4) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、助産師の訪問による支援（訪問型）と助産院に通所または宿泊し、支援を受ける（通所型・宿泊型）産後ケアを行っています。

(5) 赤ちゃん訪問事業

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師が訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認や相談に応じ、必要な指導や助言を行います。

また、生後2～3か月の乳児のいる家庭を母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努め、支援が必要な場合は、関係機関につないでいます。

(6) ふれあい食体験事業

市内の保育園・幼稚園児に「つくる」「食べる」体験を通して、人と交流しながら、食事や食べ物に興味や関心を持ち、幼児期から健全な食生活を身に付けることができるよう取り組んでいます。



(7) ふれ愛セミナー事業

中学生が乳児や妊婦さんとのふれあいを通して、「命の大切さ」を学ぶ事業です。

(8) 母子健康手帳アプリ

お子様の成長や予防接種の記録ができ、妊娠・出産・子育て期に役立つ情報を利用者の必要に応じて受け取れるアプリを提供することで、子育て世代を支援しています。

(9) 妊娠期歯科検診事業

妊娠期はホルモンの変化等で歯周疾患になりやすく、歯周疾患は早産や低

出生体重児出産の原因にもなるため、受診券を発行し、歯科医院での個別検診を実施する事業です。

2 母子保健事業

3, 219万円

発育・発達の確認や子どもの豊かな心と健やかな体の育成を支援する事業です。

(1) 各種健康診査・相談・訪問指導事業

母子保健の向上を図るため、妊娠期から5歳児まで各種健康診査・相談・訪問指導などを行い、母子が心身ともに健やかに過ごせるよう支援する事業です。

また、新生児聴覚検査の一部公費負担を行います。



(2) 妊婦健診事業

妊娠・出産に係る経済的不安を軽減するため、14回分（多胎妊婦は18回分）の妊婦健康診査の公費負担を行います。

(3) 不妊治療費助成事業

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図るために、不妊治療費助成事業を行っています。令和4年度より保険適用となる治療法の自己負担分、保険適用外の自費分について、1年度当たり20万円を限度に助成するものです。

3 フッ化物洗口実施事業

61万円

フッ化物洗口を市内全保育園・認定こども園及び小学校で実施することにより、幼児期から学童期のむし歯の低減及び健康な口腔の育成を図ります。



○国民健康保険係（一般会計）

【事業内容】

1 高齢者福祉事業

1, 827万円

65歳以上の全市民を対象に疾病予防事業を行っています。

(1) 保養所利用料助成

対象：65歳以上の全市民

1枚200円で、1人年間6,000円まで助成しています。

(2) はり、きゅう施術料助成

対象：後期高齢者

（国民健康保険被保険者は、国民健康保険特別会計で実施）

1枚1,000円で、1人年間8,000円まで助成しています。



○国民健康保険係（国民健康保険特別会計）

【主な仕事】

国民健康保険事業は、県と共同運営しており、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に取り組み、制度の安定化に努めております。

その中で、国民健康保険特別会計は、国民健康保険の被保険者の皆様が医療機関に受診したときの自己負担額（医療機関の窓口での支払いなど）を除く医療費を、国民健康保険税や国、県、市の公的負担で賄う特別会計です。年齢や所得などで区分されますが、医療費の自己負担額は、医療費総額の2割から3割ですので、残りの7割から8割を国民健康保険の特別会計で支払っています。

国民健康保険は、社会保険等に比べて高齢者の占める割合が高く、加入平均年齢も高いことから、1人当たりの医療費が高くなっています。

被保険者数が年々減少する中で、その財源となる国民健康保険税も減少（令和2年度の志布志市国保の歳入で国保税の占める割合は16.9%）しており、全国的にも国民健康保険の財政は厳しい状況にあります。

被保険者の皆様一人一人が、病気とならない健康な体づくりを心がけていただくことや、特定健康診査（メタボ健診）・がん検診を受診し、普段の生活習慣の見直しや病気の予防、病気の早期発見、早期治療、重症化予防につなげていただくことが国民健康保険から支出する医療費の伸びの抑制にもつながります。また、自分のために、そして被保険者の方々のためにも、同じ病気での重複受診はやめ、ジェネリック（後発）医薬品を有効に活用するなど適正受診に御協力くださるようお願いいたします。

被保険者の健康の保持・増進を目的とした保健事業として健康教育、健康相談等も行っていますので、積極的に御参加ください。

なお、第三者行為による交通事故などにあった場合は、まず、国民健康保険担当窓口に連絡をされるようお願いいたします。



【事業内容】

1 保険給付費

保険給付には、療養給付費、療養費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等があります。

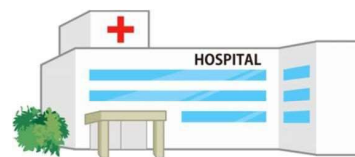
(1) 療養給付費

28億6,230万円

各被保険者の医療費の自己負担分は、かかった医療費の2割から3割となります。残りの医療費は国民健康保険で負担します。

＜被保険者の負担割合＞

- 0歳～義務教育就学前 2割負担
- 義務教育就学後～69歳 3割負担
- 70歳～74歳 2割（現役並み所得者は3割負担）



※ 義務教育就学前とは、6歳に達する日以降の最初の3月31日までのこと。

(2) 療養費 2, 505万円

旅行中などで保険証が無く医療費を全額支払ったときや、医師が必要と認めて、はり、きゅう、マッサージの施術を受けたとき、コルセットなどの治療用装具を製作したときは、費用の全額を一旦支払い、後日申請により一部負担金を除いた額を療養費として支給します。

(3) 高額療養費 4億5, 011万円

70歳未満の被保険者で、同一人が同じ月内に同一の病院で支払った額が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。

70歳以上の被保険者については、外来受診の場合、自己負担限度額を超えた分を個人ごとに計算し、高額療養費として支給します。

また、入院については、自己負担限度額までの支払いとなります。

なお、同じ世帯の全ての外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた場合も、その超過分を高額療養費として支給します。

(4) 高額医療・高額介護合算療養費 47万円

高額医療・高額介護合算制度は、年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となった場合、その負担を軽減する制度です。これにより、医療・介護の負担額の合算額のうち、自己負担限度額（年齢や所得区分によってきめ細かく設定）を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給します。

(5) 出産育児一時金 1, 261万円

国民健康保険の被保険者が出産した場合、42万円（産科医療保障制度に加入していない分娩機関で出産した場合は40万8千円）を支給します。



(6) 葬祭費 150万円

被保険者が死亡した場合、葬祭費として2万円を支給します。

(7) 傷病手当金

139万円

雇用され給与を得ている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われて就労できず給与が支払われなかった場合、その期間の給与の一部に相当する額を支給します。

2 保健事業費

国民健康保険は、被保険者の疾病等についての保険給付を行うだけでなく、被保険者の健康の保持増進や疾病予防を目的とした健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を行っています。

(1) 被保険者への特定健康診査・特定保健指導

3,667万円

生活習慣病の予防や健康の保持増進を図るため、生活習慣病の原因となりうるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施しています。

生活習慣病とは、糖尿病、高脂血症、高血圧症、脳卒中などのことで、発症は遺伝的な要因もありますが、食生活や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどが深く関わっています。

特定健康診査を受診することで、普段の生活習慣を見直し、生活習慣を改善することが重症化を防ぐ第一歩となります。（対象：40歳～74歳）

特定健診受診率 目標：70.0%

令和2年度 実績：37.5%

(2) 被保険者に対する疾病予防

1,010万円

①はり、きゅう施術料助成

1枚1,000円で、1人年間8,000円まで助成しています。

②人間ドック等助成

人間ドック（一般・節目）、PETがん検診、脳ドックのいずれかを受けた方に、年1回に限って助成を行っています（保険診療の場合は、助成の対象とはなりません。）。

<助成金額（対象：国保の被保険者）>



対象となるドック		助成額	対象者年齢
人間ドック	一般（日帰り）	20,000円	30歳から74歳まで
	一般（宿泊）	30,000円	
	節目（日帰り）	32,000円	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳（当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に節目の年齢を迎える方）
	節目（宿泊）	48,000円	
PETがん検診		20,000円	年齢制限なし
脳ドック検診		20,000円	40歳から74歳まで

③検診助成

各種がん検診等を集団検診の方法で受けた方に、年1回に限って助成を行っています。

○国民健康保険係（後期高齢者医療特別会計）

【主な仕事】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険です。

この制度の運営主体は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合であり、市においては申請や届出の受付、保険料の徴収等を行っています。

【事業内容】

1 広域連合納付金

4億2,787万円

被保険者から徴収した保険料及び延滞金や県と市からの保険料軽減に係る公費負担分（保険基盤安定負担金）を合わせて広域連合へ納付します。

2 健康診査費

730万円

広域連合から委託を受けて、後期高齢者の方々の健康診査を行うほか、人間ドック助成を行っています。

＜人間ドック助成額（対象：後期高齢者）＞

一般ドック（日帰り） 20,000円

一般ドック（宿泊） 30,000円

＜後期高齢者医療制度の仕組み＞

(1) 被保険者となる方

① 75歳以上の方（誕生日当日から）

② 65歳から74歳までで一定の障がいがある方が、広域連合の認定を受けた場合（認定を受けた日から）

(2) 医療費の自己負担 1割（現役並み所得者は3割）※10月に改正あり

(3) 保険料

保険料は、原則として鹿児島県内均一に設定し、2年ごとに見直しを行っています。

＜令和4年度の保険料＞

所得割：10.88%

均等割：56,900円（7割、5割、2割軽減あり）

賦課限度額：66万円



○介護保険係

【事業内容】

1 老人福祉事業（一般会計分）

1,425万円

(1) 介護手当支給事業

要介護４・５の認定を受けている方または要介護４・５と同程度の障がいを持っている方を在宅で介護している家族に、介護手当を月額１万円支給します。



(2) 介護用品支給事業

非課税世帯に属する要介護４・５と同程度の障がいを持っている方を、在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続等につなげるため、月額５千円の介護用品券を支給します。

(3) 「食」の自立支援事業

調理が困難なおおむね６５歳以上の高齢者等で、一時的に配食の必要な方や障がい者及び７５歳以上の独居又は夫婦のみ世帯の方への配食事業です。

(4) 生きがい対応型デイサービス事業

おおむね６５歳以上の介護保険の要介護認定で自立とされた方で、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、通所によりサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消や自立生活の助長、介護予防の推進を図ります。

(5) 高齢者地域支え合いグループポイント事業

６５歳以上の方と若い世代がグループで行う互助活動に対し、地域商品券等と交換できるポイント制度です。地域の互助活動を活性化し、「地域社会の担い手」として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿づくり、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。

○介護保険係（介護保険特別会計）

【主な仕事】

介護保険特別会計は、６５歳以上の方等で、要支援または要介護認定を受けられた方が、介護サービスを利用されたときの自己負担分（１割～３割）を除いた給付費を保険料や国・県・市等の公的負担で賄う特別会計です。

本市の高齢者施策の基本方針として「高齢者保健福祉計画及び第８期介護保険事業計画」（令和３年度～５年度）を策定し、当該計画の基本理念である「共に助け合い 安心して暮らせる ふるさとに」を目指して、介護保険事業を行っています。



【事業内容】

1 介護認定審査事務負担金（一般会計からの支出）

４，６５３万円

介護サービスを利用するためには、市の窓口で介護保険認定申請をして、「要支援」または「要介護」の認定を受ける必要があります。認定事務は、曾於地区の２市１町で構成する「曾於地区介護保険組合」にて行います。

2 介護（介護予防）サービス給付費**11億3,260万円**

自宅にサービス提供者が訪問する「訪問サービス」、自宅から施設に通い帰りて利用する「通所サービス」、短期間施設に宿泊し、介護サービスを利用する「短期入所サービス」などの在宅での介護サービスに必要な費用です。

3 地域密着型介護（介護予防）サービス給付費**7億3,560万円**

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域で利用する施設（グループホーム、小規模の介護施設など）でのサービスに必要な費用です。

4 施設サービス給付費**15億4,030万円**

介護保険の認定で「要介護」と認定された方に対する施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院等）でのサービスに必要な費用です。

5 介護（介護予防）福祉用具購入費**170万円**

自宅で介護サービスを利用している人が、「排せつ」や「入浴」などに使用するポータブルトイレや入浴補助用具など、貸与にならない福祉用具を購入するための費用です。対象となる福祉用具は、特定されておりますので、購入前に確認してください。

1人当たり年間10万円が限度となります。

**6 介護（介護予防）住宅改修費****350万円**

要支援・要介護認定を受けている高齢者が居住する住宅に手すりの取付けや段差解消等の小規模な改修工事を行う場合の費用です。ただし、改修前に事前に市へ申請していただく必要があります。

1人当たり生涯20万円が限度となりますが、引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。

7 介護（介護予防）サービス計画給付費**1億2,820万円**

要支援・要介護認定を受けている方が、介護サービスを利用するために、「介護サービス計画（ケアプラン）」を介護サービス計画作成事業者に依頼されたときに支払われる費用です。費用の全額が給付されるため利用者負担はありません。

8 高額介護（介護予防）サービス費**1億1,030万円**

介護サービスにおける自己負担（1割～3割）が高額になった場合に、限度額を超えた分について払い戻しをするための費用です。利用者の負担が軽くなる仕組みです。

9 高額医療合算介護（介護予防）サービス費 1, 540万円

同じ医療保険の世帯内で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療と介護の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円以上超えた分について、払い戻しをするための費用です。利用者の負担が軽くなる仕組みです。

10 特定入所者介護（介護予防）サービス費 1億9, 480万円

介護施設の入所利用における居住費、食費は自己負担となりますが、低所得の方は所得に応じて自己負担の上限が設けられており、これを超える分を支払う費用です。

○介護保険係（地域支援事業費）

【主な仕事】

地域支援事業は、市が実施主体となり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために、介護予防事業の実施や生活支援サービス、医療サービスなど、様々なサービスを切れ目なく利用できるように支援していく事業です。

介護予防事業には、全ての高齢者を対象に実施する一般介護予防事業と、要支援者等を対象に実施する介護予防・生活支援サービス事業があります。

1 一般介護予防事業

1, 025万円

全ての高齢者に対し、健康教育、健康相談等を通じて介護予防に関する知識の普及・啓発や自発的に介護予防を行う地域活動組織の育成・支援を行い、介護予防に向けた地域づくりを促進します。



(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのボランティア育成、パンフレットの作成・配布や各種大会での講演会の開催等を行います。

(2) 地域介護予防活動支援事業

生活・介護支援サポーター育成やころばん体操の実施など自発的な介護予防に関するボランティア活動を実施する団体等に対して支援を行います。

(3) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

ボランティア活動等を通じて、高齢者の社会的参加を促進し、生き生きとした生活確立し、介護予防につなげます。

2 介護予防・生活支援サービス事業

4, 828万円

要支援1・2の認定を受けている方の利用できるサービスの選択の幅を広げ、一人一人の状態に合ったサービス利用ができるよう取り組みます。

(1) 介護予防通所介護相当サービス・介護予防訪問介護相当サービス

要支援認定者等を対象としたデイサービスやホームヘルプサービスで、自



立した生活が送れるように支援します。

(2) 通所型介護予防サービス

基本チェックリストに該当した高齢者等の介護予防を目的として運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等を行う通所型サービスです。

(3) 生活支援サービス（配食）

総合事業対象者で、低栄養状態で要介護状態等となるおそれの高い方への配食支援事業です。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態等となるおそれのある高齢者（基本チェックリスト該当による事業対象者）の介護予防支援のため、総合事業のサービスを適切に受けられるよう介護予防プラン作成などを行う事業です。

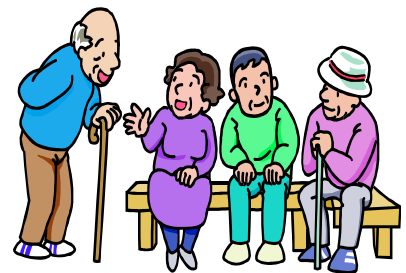
3 任意事業

1, 433万円

地域の高齢者が、安心してその人らしい生活を継続していけるよう、家族介護継続と自立生活等に必要な支援を行う事業です。

(1) 介護用品支給事業

市町村民税非課税世帯で、要介護4・5の認定を受けている65歳以上の方を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続等につなげるため、月額5千円の介護用品券を支給します。



(2) 介護者相互交流事業

高齢者を介護している家族を、介護から一時的に開放することによって、家族の相互交流及び心身のリフレッシュを図るための事業です。

(3) 配食支援事業

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められた高齢者のうち、食事の確保ができず、定期的に見守りが必要とされる高齢者等に食事を提供するとともに、見守りによる安否確認などを行うことで自立生活の維持を図ります。

(4) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に、相談、安否確認等ができる緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急時の対応を容易にすることを目的としています。

○地域支援係（地域包括支援センター）

【主な仕事】

地域包括支援センターは、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートすることを主な役割としています。高齢者本人はもちろ

んのこと、家族や地域住民の悩みや相談を、適切な機関と連携して解決できるよう取り組んでいます。

【事業内容】

1 介護予防支援事業

1, 6 8 2 万円

介護認定の結果、要支援１・２と判定された方に対し、居宅要支援者の依頼を受けて、地域包括支援センターの職員及びセンターから委託を受けた介護事業所の職員が、介護予防サービス計画書を作成する事業です。

2 介護保険事業特別会計（地域支援事業費）

9 8 1 万円

地域の高齢者を支援するために「総合相談」「権利擁護」「介護支援専門員への支援」「認知症総合支援」「体制の整備」の経費です。

(1) 総合相談事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるよう、見守り活動ネットワークの構築及び総合相談体制の整備を行う事業です。



(2) 権利擁護事業

高齢者の権利擁護をするために成年後見制度等の啓発等を行う事業です。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働づくりや介護支援専門員に対する支援を行う事業です。

(4) 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するために、地域における認知症の支援体制を整える事業です。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の在宅生活を支援するため、医療機関や介護事業所等の連携体制を構築する事業です。

(6) 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業者と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を図っていく事業です。



有明庁舎 474-1111 (内線 410・420・421・425)
志布志庁舎 472-1111 (内線 470・471・472)
松山庁舎 487-2111 (内線 231)

○農政係

【事業内容】

1 農業公社事業負担金 2,782万円

農業従事者の高齢化や後継者不足の中で、後継者育成の研修等事業や農作業の受託事業により地域農業の活性化を推進し、地域農業の維持確保に努めます。

2 農業制度資金利子助成事業 178万円

農業近代化資金等の貸付けに伴う利子部分の補給を行うものです。農業者の経営基盤の確立及び経営改善に必要な資金の融通を円滑にし、本市農業の振興と農業者の育成・確保を図ります。

3 活動火山周辺地域防災営農対策事業 5億2,821万円

桜島の降灰により野菜、お茶が被害を受け、収量及び品質低下の原因となっています。ビニールハウスや降灰対策機械を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図ります。

■令和4年度建設予定

施設園芸ハウス 3生産組合 1法人
降灰対策機械 4法人



4 かごしま農業未来創造支援事業 3,000万円

重点品目の高品質生産等のため、省力化機械、生産安定機材の導入に助成し農家経営の安定を推進します。

■令和4年度導入予定

暖房機 2生産組合
高設栽培、電照施設 1生産組合



5 やっちくふるさと村維持管理事業 903万円

平成8年に地域活性化、地域間交流を図る目的で運用がスタートしました。

地域資源及び特産品の有効活用、ふるさと情報の発信を行う観光拠点施設を目指し、やっちくふるさと村道の駅を、令和2年に公募により選定された指定管理者により、管理・運営が行われている施設です。



6 新規就農支援金事業 150万円

志布志市の将来の農業を担う意欲のある人材の育成確保を図るため支援金を



支給します。新たに就農された 50 歳未満の方を対象として、就農届出から 1 年間経過後、1 回限り 50 万円を支給します。

7 ツーリズム推進事業

36 万円

志布志市の恵まれた自然環境や農林漁業資源並びに史跡や文化等を活かした特色のある滞在・体験型余暇活動（ツーリズム）を創出して、都市と農村の交流を進めることにより、地域の活性化を図っていきます。



8 新規就農者育成総合対策事業

6,750 万円

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取り組みを支援します。また、就農直後の経営確立のための経営開始資金を交付します。



9 農地中間管理事業

741 万円

農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行うことで、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大及び新規就農者等の農地の効率的利用を促進し、農業の生産性向上を図ります。

また、農地の集約・集積化に協力する農地の所有者等に対して、機構集積協力金（地域集積協力金、経営転換協力金）を交付します。



10 加工センター利用促進事業

帖五区農産加工研修センター 85 万円

松山農産加工センター 81 万円

松山農産加工センター、帖五区農産加工研修センターを管理しています。施設では味噌やふくれ菓子をはじめ、甘酒、ゆべし、めんつゆ、焼肉のたれ、山菜おこわなどを加工できます。仲間づくりや技術習得の場として利用してください。

また、六次産業化についての相談もお受けしていますので、興味がある方はおいで下さい。





11 農業収入保険加入推進事業

971万円

台風、豪雨災害、病虫害被害など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクの増加により、国が新たな共済制度（農業経営収入保険）を創設し、農業経営の安定化を図るため新型コロナウイルス感染症の拡大等で、更に危機感の高まっている農業者の状況を鑑み、農業経営収入保険への加入を推進します。

12 新規就農者資材高騰緊急対策事業

757万円

農業資材全般の高騰により、新規就農予定者の経営基盤であるハウス建設費が高騰している状況です。新規就農者の初期投資を抑え、安定的な経営を図るため資材高騰分に対して支援します。

○生産流通係

【事業内容】

1 経営所得安定対策

896万円

食料米について、生産数量目標に代わる「生産の目安」を情報提供し、実効性のある需給調整の取り組みを支援します。

また、加工用米や野菜等の生産振興など水田のフル活用を推進し、稲作農家の経営安定と本市の特色を生かした生産性の高い水田農業の確立を図ります。



2 水稻航空防除事業

7万円

水稻と他作物の混在化、農用地における住宅の拡大等が進む中、良質な米を安定して生産するため、関係機関と連携して、無人ヘリによる水稻航空防除を実施し、高い防除効果と防除作業の合理化及びコスト削減を図ります。



3 サツマイモ基腐病緊急対策事業

1,451万円

サツマイモ基腐病まん延に伴い、志布志市内全域に被害拡大が予測されることから、発生予察特殊報等で指定する薬剤を一斉に散布し、被害を最小限に抑制及び農業者の防除作業省力化を図るとともに、産地の維持及び経営継続を図ります。



4 農地耕作条件改善事業

1億2,736万円

サツマイモ基腐病のまん延防止や発生予防を図るため、病虫害対策が必要な地域で、排水対策や土層改良に対して支援するとともに、農業競争力の強化を図ります。

5 産地生産基盤パワーアップ事業

1億2,633万円

施設園芸産地において、従来の燃油依存の経営から脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等を導入することにより、経営力を強化します。

6 有害鳥獣捕獲事業

1,348万円

「個体数を減らす」「侵入を防ぐ」「寄せ付けない」取り組みとして、イノシシやサルなどの有害鳥獣が農作物等に被害を及ぼした場合に、市猟友会と連携して、猟銃や罠による駆除を行い、農作物被害の拡大防止に努めます。

また、地域ぐるみで一体的に農地の侵入防止柵を設置する組織の支援や、個人での電気柵導入の支援を行います。



7 畑地かんがい営農推進活動

152万円

水利用による計画的な生産を推進し、生産性や付加価値の高い作物の拡大を図るため、曾於地域畑地かんがい営農推進本部と連携し、広報紙やホームページ、CATVでの情報提供、イベントにおける普及啓発を行うとともに、畑かん受益地の実態調査や実証圃の設置、種苗費の助成や簿記ソフト購入費用の助成を行います。





8 農業用廃プラスチック類適正処理対策

12万円

関係機関、団体等が協力し、農産物の生産に供した農業用廃プラスチック類及び期限切れ農薬の適正な処理に努め、環境保全と資源の有効利用を図り地域農業の健全な発展を図ります。



○茶業振興係

【事業内容】

1 茶品評会対策事業

224万円

志布志市の茶の栽培面積は、九州第3位で、市の基幹産業となっています。全国茶品評会や県製茶品評会への出品を通じて、栽培・製造技術の向上を図るとともに、上位入賞することで「しぶし茶」の銘柄を確立し、茶産地の振興を図ります。



2 環境保全型農業直接支払交付金

1,515万円

農業生産による環境への負荷を低減するために、有機農業への取り組みや緑肥等の作付けと減農薬、減化学合成農薬の取り組みに対し支援を行います。

＜補助額 10a あたり＞

有機農業の場合 12,000 円

内訳 国 6,000 円、県・市各 3,000 円

カバークロープの場合 6,000 円

内訳 国 3,000 円、県・市各 1,500 円



3 燃油高騰対策設備緊急整備事業

3,000万円

燃油高騰対策のために、省エネルギー設備を導入する茶工場に対し、必要な機械の導入の取り組みを支援します。

・事業費の1/3以内 但し上限は、1工場当たり全ガス化 350 万円、一部ガス化 200 万円、重油省エネルギー型 50 万円



○畜産管理係

1 畜産振興協議会事業

214万円

生産者団体と農協・市が一体となって畜産に係る活動の連携と振興方策の推進、関係機関との連携を促進することにより、農家の所得向上と市の畜産振興を図ります。

2 高品質生産対策事業

2,058万円

肉用牛・乳用牛・豚の優良種畜保留導入を支援し、素畜の資質改善を図り、畜産経営の安定向上に資するための支援を行います。

(1) 肉用牛は曾於中央家畜市場からの導入牛又は保留牛とし、子牛展示品評会出品牛（最優秀・優秀）で導入後3ヶ月以上を対象とします。

① 市内産最優秀賞：1頭10万円の助成

② 市外産最優秀賞：1頭7万円の助成

③ 優秀賞：1頭4万円の助成

(2) 豚は、12ヶ月齢未満の外部導入の育成種豚とし、導入後3ヶ月以上を対象とします。

① 雄 1頭：1万2千円の助成

② 雌 1頭：7千円の助成

(3) 乳用牛は導入・自家保留の24ヶ月齢未満の牛で、導入後3ヶ月以上を対象とします。
1頭4万円の助成



3 肥育経営支援対策事業

830万円

肥育の素牛価格及び配合飼料価格の高止まりにより、肥育経営は厳しい環境であることから、肥育素牛の購入支援を行うことにより、市内肉用牛肥育経営基盤の確立を図ります。

＜1頭あたり導入価格の10%以内を助成＞

黒毛和牛：上限3万円

F1子牛：上限1万円

F1子牛：上限5千円

4 畜産施設整備支援事業

580万円

畜産経営における規模拡大に伴う施設整備について、支援を行うことにより、畜産基盤の拡充並びに畜産経営の安定を図ります。

(1) 畜舎：新設で構造は平屋とし波板等を使用した簡易な施設並びに牛糞等が地下浸透及び外部へ流出しない施設として、環境に配慮した構造とする。（増頭要件があります）

・ 事業費の1/3以内 但し上限は80万円



(2) 堆肥舎・尿溜槽

：新設で構造は、側壁等を有し地下浸透及び流出しない施設

- ・ 事業費の 1 / 3 以内 但し上限は 50 万円



牛舎



堆肥舎

5 肉用繁殖雌牛導入事業〔貸付金〕

2, 8 2 5 万円

市と農協が融資を半分ずつ負担し、肉用牛繁殖農家へ無利子で資金を貸し付け、肉用牛の改良や増頭を円滑に実施するための支援を行います。

< 1 頭あたり貸付限度額及び貸付期間 >

- ① 子 牛 上限 70 万円 5 年
- ② 妊娠牛 上限 80 万円 3 年

6 乳用牛導入事業〔貸付金〕

5 0 0 万円

市が酪農組合を通じて酪農家へ無利子で資金を貸し付け、乳用牛の改良や増頭を円滑に実施するための支援を行います。

< 1 頭あたり貸付限度額及び貸付期間 >

上限 70 万円 3 年

7 肥育経営安定対策貸付基金

基金貸付

肥育農家が市内産の子牛を肥育素牛として購入した場合、市の基金により無利子で資金を貸し付け、肥育農家の経営安定維持に資するための支援を行います。

< 1 頭あたり貸付限度額及び貸付期間 >

60 万円 2 年以内

8 第 12 回全国和牛能力共進会鹿児島大会出品謝礼事業

3 7 8 万円

第 12 回全国和牛能力共進会鹿児島大会へ向けた、集合指導並びに各種予選会や本選への出品・飼育謝礼等により飼養者の意欲・技術向上を図ります。



9 第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会受賞報償事業

300万円

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会での受賞に向けて、報償金を設けることで、生産者の機運を高めます。



10 第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会運営負担金事業

393万円

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会開催について、大会運営の成功に向けた鹿児島県全共実行委員会への支援、並びに、第12回全国和牛能力共進会志布志市推進協議会への運営支援により、生産者及び関係者の大会に対する機運を高めます。

11 全共鹿児島大会牛肉消費PR事業

77万円

コロナ禍の影響を受けた牛肉消費の低迷の支援を行うため、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会開催を契機に、市内において牛肉の試食提供等を行い、牛肉の消費拡大に向けたPRを行います。

○畜産指導係

1 家畜損耗防止対策事業

154万円

経済的損失の軽減を図るため、牛異常産予防注射並びに炭そ予防注射の接種率向上に向けた取り組みを支援します。

2 家畜伝染病侵入防止対策事業

250万円

海外悪性伝染病並びに豚熱等の侵入・発生を防止するため、消毒薬資材購入並びに防疫対策について、支援を行うことにより、防疫対策の強化を図り、畜産経営の安定向上、維持を図ります。

(1) 消毒資材：畜舎内外の消毒用資材購入に対する支援

- ・事業費の1／3以内 上限は畜種や規模で異なります
- 団体 上限600円／戸以内
- 個人（肉用牛） 上限10,000円／戸以内
- 個人（豚・鳥） 上限は飼養規模で設定
- 10,000円／戸～50,000円／戸以内

(2) 消毒機器設置

①消毒ゲート設置：農場出入口の車両消毒用ゲートの設置

- ・事業費の1／3以内 但し上限は20万円



②消毒ゲート設置（動噴）：農場出入口の車両用消毒動噴（固定式）

※動力噴霧器（モーター式）

・事業費の1／3以内 但し上限は5万円

③煙霧機：微粒子煙霧による畜舎内消毒用

・事業費の1／3以内 但し上限は5万円

(3) 野生鳥獣侵入防止対策：畜舎等への防鳥ネット等設置、又は、農場内への鳥獣侵入防止用の柵等の新設

①防鳥ネット

・事業費の1／3以内 但し上限は20万円

3 第12回全国和牛能力共進会出品対策事業

400万円

令和4年に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会について、肉用牛の改良推進や農家の生産意欲向上、生産基盤の維持・拡大やブランド力の向上などにつながる重要な大会となることから、優良な雌子牛を県内（市内）に保留するための導入を推進します。

曾於中央家畜市場からの導入又は自家保留牛とし、子牛展示品評会出品牛（最優秀・優秀）で、全共の出品条件を有する優良な肉用繁殖子牛の導入経費の一部を1頭当たり10万円の助成を行います。

（全共の出品に向けて意欲的に取り組み、全共の候補牛として適正に管理することが確実な者）

4 種畜改良増殖と管理技術の普及向上対策

154万円

家畜の改良と飼養管理技術等の向上を図るため、曾於地区、県の各段階における共進会への出品支援を行います。



県ホルスタイン共進会

5 県地域振興公社営事業（国事業）

6,211万円

(1) 畜産基盤再編総合整備事業

飼料畑造成を伴う自給飼料基盤の確保を行うことで、生産コストの低減及び安定した経営基盤の整備を図ります。

(2) 資源リサイクル畜産環境整備事業

法人、又は共同利用により、家畜排せつ物に起因する環境汚染を防止し、健全な畜産経営の振興を図ります。

有明庁舎474-1111（内線 414・415・422・424）
志布志庁舎472-1111（内線 463）
松山庁舎487-2111（内線 256）

○耕地係

【事業内容】

農業用施設（農道・用排水路等）の調査計画及び農業農村整備事業（土地改良事業）・農地及び農業用施設の新設・改良事業・農道等の維持管理・災害復旧に関する業務を行います。

1 農地総務費

577万円

(1) 総務費

事務事業推進に伴う事務費・各種協議会団体への負担金に要する費用です。

(2) 農村公園管理費

本市には、農業集落居住者の憩いの場となる農村公園として、「清流の里高下谷農村公園」があります。この場所を利用される方々が快適に利用していただくために、公園内施設の維持・管理を実施しています。



農村公園の管理状況

2 農地整備費

1億7,945万円

(1) 市単独土地改良事業

農業用施設（農道や用排水施設等）の維持管理に要する費用です。

また、受益者の方々に管理を行っている農業用施設に対し、生コンや砕石の支給、用水施設やほ場内の暗渠排水施設に対し補助も実施しています。

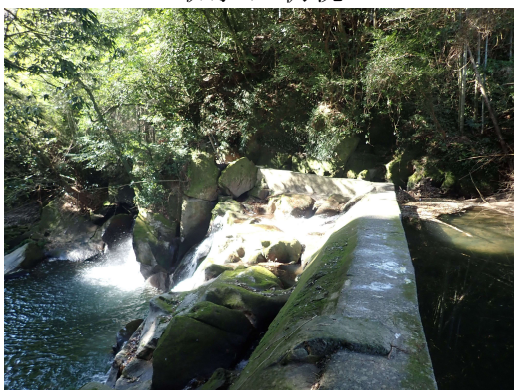
(2) 農業用施設（農道や用排水施設等）更新・長寿命化事業

未舗装の農道を整備することにより、農作業の効率化、維持管理費の節減等農業所得の向上を目指します。また、用排水施設が土側溝や老朽化により、維持管理が困難となっている箇所の整備を実施します。

① 農地耕作条件改善事業（補助率：国 55%、県：15%、市 30%）

○用水整備事業 中村地区（松山町尾野見）

取水口状況



用水路現状



- ② かごしまの農業未来創造支援事業（補助率：県 40%）
（旧事業名：農業・農村活性化推進施設等整備事業）

○用排水路整備事業

猜ヶ宇都地区（有明町野井倉）



土水路の改修

中肆部合地区（有明町野井倉）



水路を新設し路面水の侵入防止を図る

- ③ 市単独農業用施設整備事業

○農道舗装事業

森山地区、山之口地区

山之口地区（有明町伊崎田）



森山地区（志布志町内之倉）



- (3) ほ場整備事業

農業の生産条件が不利な地域の実情を踏まえ、地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの立地条件に沿った農業生産基盤の整備を団体営事業（市が事業主となる事業）により実施しています。

（補助率：国 55%、県 15%、市 30% うち受益者負担 5 万円／10a）

受益面積：15.8ha、事業期間：平成 28 年～令和 5 年度

○基盤整備促進事業（肆部合地区）（有明町野井倉）

現在、主要工事が完了し、本年度は、換地処分計画書を作成し、権利者会議（名義書換のための会議）を実施する予定です。



大規模区画となったほ場



権利者会議の様子（他事業より）

(4) 多面的機能支払交付金事業

農業用施設の維持管理活動は、土地改良区、受益者を中心に行われてきましたが、高齢化・過疎化・混住化により、その存続が危惧されるようになってきました。

本事業では、農業者のみ又は農業者とその他の者（地域住民、自治会及びその他団体等）で構成し活動を行う農地維持支払と、農業者とその他の者（地域住民、自治会及びその他団体等）で構成し活動を行う資源向上支払により農村環境の保全、農業用施設の長寿命化、併せて地域の共同活動等の活性化を図ります。

現在、本市では、23 組織で約 1,612ha の農地を本活動により保全しています。

（交付金負担：国 50％、県 25％、市 25％）



3 農林水産業施設災害復旧事業（農地・施設）

722万円

梅雨、台風等の異常な自然現象により災害を受けた農地・農業用施設（農道や用排水施設等）を原形復旧することを目的とします。

また、災害が原因で詰まった用排水路の土砂撤去や倒木等により通行不能となった農道の倒木撤去等を早急に行い、営農に支障がないよう対応する費用です。

(1) 補助災害

<採択要件>

- ① 被災時の 24 時間雨量が 80mm 以上であること、又は 1 時間当たりの雨量が 20mm 以上であること。
- ② 現年発生災害であること。
- ③ 受益戸数が農地 1 戸以上、農業用施設 2 戸以上であること。
- ④ 被災額（事業費）40 万円以上。

< 補助率、負担割合 >

農 地 国(基準)50%、
残 50%の 8 割を市、2 割を受益者負担する。
農業用施設 国(基準)65%、残 35%市が負担



被災直後



完成

(2) 補助災害

① 災害、単独災害復旧

公共災害に該当しない 13 万円以上、40 万円未満の農地・農業用施設（農道や用排水施設等）を原形復旧することを目的とします。

② 農地災害

公共災害に該当しない 5 万円以上、40 万円未満の農地災害は、農地災害復旧補助金等交付事業で対応します。

農地災害復旧事業について、農家負担の軽減と農業経営基盤の安定を図るため、予算の範囲内で補助金を交付します。

交付基準は、農地災害復旧事業に要する経費とし、原則として原形復旧とします。

復旧工法は崩土除去及び盛土の重機作業による土木工事を原則とした農地等の機能維持に必要な最小限度のものとし、事業費の 80% 以内を補助金として交付します。



被災直後



完成

○林務水産係

【主な仕事】

■森林・林業の振興

森林は、木材生産の場であるとともに、水源のかん養をはじめとする公益的機能を有し、安全で豊かな市民生活の形成に大きな役割を果たしています。このことから、環境整備、病虫害防除、治山事業、林道の整備および維持管理、災害復旧に関する業務により森林環境の保全に努めます。

また、特用林産物（シキミ、椎茸等）の産地化、ブランド確立に向けた支援を実施するとともに、火入れ許可、伐採の届出に関する事務、市有林の管理など、森林・林業の振興を推進していきます。

■水産業の振興

水産資源の増殖を目的に、志布志漁協を中心に「イワガキ」等の養殖を推進し、育てる漁業への挑戦として事業推進を図って参ります。

また、水産生物とのふれあい、学習の場として、稚魚の放流を実施するとともに、魚食普及を目的とした「魚屋さんの料理教室」を実施します。

さらに、漁港施設や機能の適正な維持管理に努め、施設の長寿命化や整備を図ります。

1 森林環境保全直接支援事業

1, 307万円

市有林の適正な維持管理を図り、森林の持つ多面的・公益的な機能を増進するため、下刈り及び再造林を行います。

(1) 下刈り

①	野井倉西原迫	3.88ha
②	平山・大長野	3.73ha
③	伊崎田川本	2.44ha
④	尾野見梨木	0.53ha
⑤	山重柳谷	2.66ha
⑥	泰野小鹿倉	2.53ha
⑦	田之浦北畑	2.07ha



下刈りした山林

(2) 再造林

①	田之浦北畑	2.07ha
②	内之倉高平	5.41ha
(補助率 基準額の国 51%、 県 17%)		



造林した山林

2 特用林産物（枝物）振興事業

306万円

特用林産物の生産性の向上及び安定的な生産を図るために、生産基盤等整備事業を活用し、管理用機械の導入と新植・補植を実施します。

- (1) ウイングモア 1台
- (2) ブルモア 3台
- (3) 自走式肥料散布機 1台
- (4) 自動紐掛け機 1台
- (5) 新植 0.88ha 補植 0.33ha

事業主体：花木生産団体

（補助率 県 1／3 以内、市 1／6、
生産団体 1／2）



シキミ補植

3 活動火山周辺地域防災対策事業

36万円

活動火山周辺地域における降灰による特用林産物（椎茸）の被害に対応するために、動噴を整備することにより特用林産物（椎茸）の経営の安定を図る。

- (1) 動噴 1台

事業主体：志布志市椎茸振興会

（補助率：県 6.5/10 以内）



動噴

4 未来につなぐふるさとの森事業

622万円

適切な森林整備を通じた森林資源の循環利用による木材生産の増大と持続的な森林経営の確立に資するため、間伐及び下刈り並びに再造林を実施する森林所有者等に補助金を交付し、地域の環境保全と次世代へ引き継ぐ森林資源の適正な管理を図ります。

- (1) 間伐 30,000円／ha 40ha
 - (2) 再造林 68,000円／ha 40ha
 - (3) 下刈 15,000円／ha 150ha
- （補助率 市 100％）

5 森林病虫害等防除事業

735万円

多面的・公益的機能の高い健全な松林を保持するため、森林病虫害等による被害防止のための防除作業を実施し、被害の蔓延防止、保健的機能や保安林機能の維持、増進に努め、市民に親しまれる松林の保全を図ります。

- (1) 松くい虫伐倒駆除事業 350 m³
- (2) 松くい虫特別防除（地上散布）事業 6 ha

- (3) 松くい虫特別防除（地上作業）事業 24ha
（補助率 県 100%）



ヘリコプターによる上空散布



スパウターによる地上散布

6 市有林病虫害駆除事業

55万円

市有林で発生したマツケムシやキオビエダシヤク等の病虫害駆除を実施し、機能増進を図るとともに、周辺山林への病虫害被害のまん延防止に努めます。



マツケムシ

7 森林整備・木材産業活性化推進事業

1億9,567万円

平成30年度に本格稼働した木材加工施設にバイオマスボイラー設備とプレーナーギャング他設備を導入して、更なる木材加工の生産量を増やし、また雇用の促進を図る。

・バイオマスボイラー設備、プレーナーギャング他設備導入

※ プレーナーギャングとは、板を細かく割ってカンナをかけて製品にする機械

事業主体：外山木材株式会社（補助率 国 44%）

8 森林経営管理事業

4,239万円

森林所有者自ら森林の経営管理を実行できない森林を市町村が経営管理権を取得して、林業経営に適した森林は意欲と能力がある林業経営者に委ねて、森林資源の適切な管理を行います。

9 その他市有林管理事業

101万円

市有林の下刈（霧岳、通山・押切松林）並びに岳野山トイレ及び国際の森トイレの管理委託業務を行います。

10 林道維持整備事業

334万円

本市の総延長約 62 km の林道について林道舗装整備、路面路肩補修及び崩土除去、側溝清掃等の維持管理作業を行い、機能維持に努めます。

林道路線数	有明地区	7 路線	志布志地区	14 路線
	松山地区	5 路線		

11 林道整備事業

3,608万円

適切な森林整備、森林資源の循環利用による木材の搬出がより安全に行えるよう、また、林道の維持管理軽減に資するため、志布志町田之浦にある御在所岳において、林道開設作業を進めます。また、林道点検診断・保全整備事業で橋梁の補修を行います。

(1) 鹿児島県代行事業－林道開設事業（御在所岳線：志布志町田之浦）

本線 L = 7,200 m 支線 L = 860 m



林道御在所岳線



橋梁補修箇所

12 農林水産業施設環境整備事業

164万円

市内の基幹農道・林道・市有林（国際の森、岳野山）・漁港等、施設の維持管理を行うため、作業班を編成し、農林水産業施設等の環境改善を図ります。

13 治山事業

325万円

市内の山腹崩壊危険箇所において、山腹の点検・現地調査や事業の採択に向けた事務手続きを行います。集中豪雨等により、山腹崩壊が発生した場合にも被害状況や、受益者申請において保全工事が実施されることとなります。

事業を実施する場合の事業費の負担割合の例

(1) 県営治山事業（事業主体：県）

県 90% 市 10%

(2) 県単治山事業（事業主体：市）

県 50% 市 40% 受益者負担 10%

また、治山施設に軽微な破損があった場合は、応急作業を行います。



事業完成箇所

14 林道災害

(現年) 140万円

(繰越) 3,160万円

市内26路線の林道施設の災害応急作業などを行います。



林道災害 被災直後



林道災害 復旧完了

15 志布志湾水産振興補助金事業

200万円

志布志漁協が行っているイワガキ、ヒオウギガイの養殖事業の稚貝購入の補助を行い安定的な生活を営む産業形成を図ります。

16 漁港建設事業

5,100万円

夏井漁港で水産基盤機能保全事業により防波堤の補修を行います。

- ・市町村水産基盤機能保全事業
(夏井漁港) 防波堤補修工事



夏井漁港 防波堤

17 魚食普及関連事業(魚屋さんの料理教室)

6万円

魚食離れが叫ばれる中、魚をさばけない人や、魚さばきに興味のある人を対象とした「魚屋さんの料理教室」を開催し、魚をさばく技術の習得を支援し、魚を身近な食材として利用してもらえるようにすることで、魚食の普及に努めます。

18 漁港管理費

55万円

施設維持、管理を適正に行い、利用者の安全・安心に努めます。

○計画畑かん係

農業生産基盤の再生の為、長期整備計画を作成し、農用地や農業用施設(農地・農道・用排水路・ため池等)の受益者(土地改良区や水利組合、地権者・耕作者)からの要望に対し国・県と協議を行いながら、現地調査や事業説明会など話し合い活動の推進にも取り組んでいます。

事業採択に向けた各地区『ほ場整備』推進会議の事務や、事業実施に向けた調査・設計を実施する計画を策定し、土地改良事業の法手続きに関する業務を行っています。また、土地改良区に対し指導・助言を行い、組織が健全な運営を図れるよう事務を行っています。

1 農地総務費

5 万円

推進協議会委員への出会謝金や事業推進のための活動に要する費用です。基盤整備を希望される関係者などへ国の補助金の流れや、事業に参加する方々の同意の必要性、受益者負担金までの流れを説明しています。



ほ場整備事業推進協議会総会



ほ場整備事業化に向けた会議

2 農地整備費

6,066 万円

(1) 農業生産基盤整備

地域によっては用排水路が土水路で水田をかけ流し用水を確保している農地がまだ多くあります。また、区画の悪い農地も点在しているため、作業効率の向上が求められるところです。農道が狭小で大型機械が入れないために耕作放棄地になってしまうことへの対策も課題です。

本事業により、用排水施設の整備や農道の整備、区画整理を実施し、農地の集積、大型機械による作業効率の向上など経営規模の拡大を目指す担い手農家の育成を図ります。

ほ場整備事業では受益者負担の額は 5 万円／10a です。

< 上門地区（志布志町安楽） >

経営体育成基盤整備事業

事業年度 平成 28 年度～令和 6 年度

（補助率 国 55%、県 28.75%、市 16.25% ※うち受益者負担 5 万円／10a）

上門地区は鹿児島県が行う県営事業として平成 28 年度新規採択を受けました。市では事業費の負担金を支出します。

対象となる受益面積は全体で 55.2ha となり 32.4ha のほ場整備と地区内の 1.8km の用水路を改修いたします。

令和 4 年度は区画整理工事とパイプラインの施工を行う予定です。



ほ場整備事業で整備した転倒ゲート



換地委員会の開催状況

(2) 中山間地域総合整備事業

中山間地域の水田地帯は、地理的条件の制約、基盤整備、道路、環境整備などの社会資本整備の遅れにより、過疎化や高齢化が市街地と比べると進行し、農村地域の活力と魅力が減退しており、新たな担い手の確保も重要視されてきています。

農道や用排水施設の整備、農地の集積を推進し、汎用性の高い農地を創設することにより意欲ある農家の進出と地域の活性化を図ります。



施工中のほ場



工事が完了したほ場

< 志布志地区 >

受益面積：31.3ha 区画整理・用排水施設整備

(志布志地区の中山間地域一田之浦、森山、潤ヶ野、八野)

事業年度 平成25年度～令和6年度

(補助率 国55%、県30%、市15% ※うち受益者負担5万円/10a)

現在、9換地区と田之浦栗ノ木用水の整備が完成し、令和3年度は八野2換地区と栗ノ木換地区(2工区中1工区)を施工しました。引き続き関係者との協議を重ね、未着手の団地の早期着工を目指します。

(3) 県営農地環境整備事業

蓬原中野地区は蓬原開田内であり、大正10年代に10a区画で整備され二期作が盛んに行われていましたが、現在の区画では大型機械導入や農地集約を実施することが難しい状況です。また、山林内の幹線用水路が土側溝であり、維持管理に多大な労力を費やすために、早期の着工が望まれています。

＜蓬原中野地区（有明町蓬原）＞

受益面積：17.9ha 区画整理・生態系保全施設

事業年度 令和元年度～令和7年度

（補助率 国55%、県30%、市15% ※うち受益者負担5万円／10a）

蓬原中野地区は鹿児島県が行う県営事業として令和元年度に新規採択を受けました。市では事業費の負担金を支出します。

令和3年度は迫田換地区の区画整理工事に着手すると共に開田換地区の配分案公表を行いました。

今後も関係機関と連携して事業を推進していきます。



ほ場整備に向けた現地協議



配分案公表の様子

3 曾於東部地区基幹水利施設管理事業

この事業は、国営事業によって建設された中岳ダムや頭首工、揚水機場、調整池、ファームポンド、水管理施設等の操作及び維持管理をする事業で、志布志市が平成25年度から基幹水利施設の維持管理を行っています。必要経費については、国が1/3、県が3/10を負担し、残りの11/30を曾於市と志布志市が受益面積割で負担します。

5,407万円



中岳ダム